

平成 29 年第 11 回 沼津市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 29 年 11 月 14 日 (火) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

2 場 所 沼津市立愛鷹中学校 1 階 会議室

3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名 (三好委員 土屋委員)

(3) 教育長報告

(4) 議 案

議第 22 号 沼津市教育委員会の事務局及び学校に勤務する教職員の懲戒処分指針の  
制定について

議第 23 号 沼津市社会教育委員会への諮問について

(5) 協 議

なし

(6) 報 告

1) 学校規模・学校配置の適正化

戸田地区、長井崎中学校区の進捗状況について

2) 平成 30 年成人式及び新成人議会について

(7) そ の 他

1) 平成 30 年教育委員会定例会開催予定について

4 出席者等

教育長 服部裕美子、教育長職務代理者 土屋葉子、委員 三好勝晴、委員 川口浩史、  
委員 重光純、教育次長 山田昭裕、教育指導監兼学校教育課長 大川淳、  
教育企画課長 真野正実、学校管理課長 佐藤高志、生涯学習課長補佐 大沼政彦、  
調整担当教育企画課長補佐 矢田陽子、教育企画課指導主事 本杉淳、  
教育企画課主任 飯田彩美、教育企画課副主任 長剣吾

5 会議内容

服部教育長が、午後 2 時 30 分開会を宣言する。

服部教育長より会議を公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0 名

(1) 会議録署名人の指名

服部教育長より会議録署名人に三好委員、土屋委員を指名する。

(2) 教育長報告

服部教育長

はじめに、私から 11 月の行事について報告をさせていただきます。

11月1日・2日、全国小学校道徳教育研究大会中部地区静岡大会がプラサヴェルデで開催された。

小学校において、平成30年からの「特別の教科 道徳」のスタートを控え、大会研究主題を「よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成」とし、第五小学校における公開授業、3つのテーマでの分科会、前文科省教科調査官の赤堀氏による記念講演が行われた。第五小学校ではこれまでの道徳の研究に取り組んできた成果を全学級が授業公開した。それぞれの教室では様々な教材を用いて子ども達が互いの考えを真剣に聞きあう姿が大変印象的であった。500人を超える参観者に全学級の授業を参観していただいた。道徳では子どもが心を開いて話し合うことが大変重要になる。よりよい教材、学び合う人間関係づくりを含めて大変意義のある研究大会になったと思う。

同月10日には、市民体育館にて沼津市小中学校特別支援学級合同運動会が開催され、出席した。各学校から子ども達や校長、先生方、保護者が集まり、大変熱気のある運動会であった。小中学校20校が赤組・白組に分かれ、真剣に頑張る姿や特に応援合戦では昨年も参観し感動したが、全ての子ども達が声を振り絞って応援する姿がとても素敵であった。生き生きとした姿が学校や休日など様々な場面において引き出されていくことが大切だと思う。保護者にとっても指導者にとっても貴重な出会いの場であり、学びの場であり、多くの方々力になる運動会であったと感じた。

13日は、第2回青少年問題協議会が行われ、高校生の社会参画をテーマに委員の皆様より様々な意見をいただいた。市内13の高校に通学する生徒、市内在住の高校生が生き生きと社会参画をするために高校生の声を大事にする、活躍の場を考える、活躍している高校生を応援していくという視点からの意見が出された。

また、会議の後には子供・若者育成支援強調月間街頭キャンペーンが沼津駅で行われ、出席した。

このあとも、明後日16日には関東甲信越静社会教育研究大会静岡大会が、21日には沼津市いじめ問題調査委員会が続いて開催される予定である。

また、24日からは平成29年11月市議会定例会が開会となる。

以上、報告とさせていただきます。

このことについて、何か質問等いかがか。

特にないようなので、以上で教育長報告とさせていただきます。

#### <議案>

服部教育長 それでは、日程(4)議案について。

議第22号 沼津市教育委員会の事務局及び学校に勤務する教職員の懲戒処分指針の制定について

(教育企画課長 資料に基づき説明)

服部教育長 説明が終わったが、ご質問、ご意見はいかがか。

重光委員 処分基準を拝見すると、わいせつな行為を行った教職員は免職しかないが、わいせつな行為とはどういう行為をいうのか。性的羞恥心を起こす行為だとすると、例えば臀部を触った行為も含まれるのか。そうすると子どもを殴って死亡させた場合には免職又は停職とする一方、臀部を触ったら免職となるというのはバランスがいかがなものかと思う。また、体罰を加えて傷害を負わせたが後遺症が残らなかった場合、停職、減給又は戒告となるようだが、重大な傷害を受けたが、後遺症が残らなかった場合にはどうなるのか、若干基準のバランスを欠いているのではと思うが、いかがか。

教育企画課長 体罰については、至った経緯等を含めた中で斟酌し、処分量定を決めなければならないと考えている。  
児童生徒に対するわいせつな行為等については、解釈が難しい部分があるが特に児童生徒に対することとして、教職員が課せられる性的なものに関する認識が強く受け止めた形のなかで県の教職員に対する規程が厳しいものとなっていると認識している。

重光委員 県教委の基準に準じたものということによいか。

教育企画課長 客観的な指標として、県の教職員の処分規程に準じている。

重光委員 重大な後遺症とはどの程度の後遺症ということかとも思う。

三好委員 重光委員の言うとおりのわいせつ行為にも色々あり、県基準に準じたとのことだが、基準として定め、解釈の幅を持たせているということか。

教育企画課長 わいせつ行為等の事案発生時には、以前に同様の行為があったか、日頃の勤務ぶり、被害者の影響、反省の状況等様々な状況を全て斟酌し、処分量定の判断をすることになる。基準として免職と規定しているが、斟酌するなかで処分量定の判断をする。

重光委員 県の規程に準じているということであるので、これで構わないかと。

服部教育長 意見も尽きたようなので、お諮りする。  
議第 22 号について、可決することに異議はないか。

各委員 異議なし。

服部教育長 異議なしと認める。  
議第 22 号 沼津市教育委員会の事務局及び学校に勤務する教職員の懲戒処分指針の制定については、原案どおり可決する。

議第 23 号 沼津市社会教育委員会への諮問について

(生涯学習課長補佐 資料に基づき説明)

服部教育長 説明が終わったが、ご質問、ご意見はいかがか。

三好委員 学校を支える地域と社会教育というテーマは大切なことだと思う。  
本来家庭で担っていただきたい教育の基本的なところが学校に任せられている。学校も学校だけでは担いきれないから、地域の力を使って学校や子ども達を支えているという動きができないかという流れの現状に社会教育が関わっていくということなのかと認識している。答申に期待したい。

土屋委員 地域の人々の力が学校に落ち着き、安定をもたらすという意味も含まれているのかと認識している。もしそうであるなら、社会教育についてだけでなく、

三好委員 具体的な表し方も良かったのではないかと思います。  
子ども達をとりまく各地域内のコミュニケーションが崩れかかっている現状がある。例えば子ども達がいる地域なのに、やらなければならないことが嫌で組織に入らないという選択をすることによって、子ども会がなくなっている地域がある。土屋委員の言うように社会教育というと地域コミュニティで関わる様々な点も広く含まれるようで、テーマが広すぎて焦点が絞りにくいのではないかと思います。

川口委員 子ども会だけでなく、PTA の役員なども擦り付け合いでやることになって中身を楽しく、やりやすくしようといった工夫も見られないところもある。地域で支える先導者がいない、支え方がわからない、力を使いたくないといったこともあるのかもしれないが、子ども達のすぐそばで地域とのつながりが切れてしまうという現状があることを残念に思っている。

三好委員 楽しくやるためのメカニズムの研究といったような具体的なテーマに絞ることも一つの方法かと思う。

服部教育長 沼津市でも地域によっては、密着し、子ども達のために様々な取り組みをしている地域もある。そういった事例を手がかりに答申に向けた検討をしていただければと思う。

生涯学習課長補佐 子ども会も地域・地区によってはPTA と一体化、地域内の子どもの通学先がばらばらであり、子ども会の活動がしにくくなっている、また保護者が地域の活動に参加したがるという傾向があることも事実としてある。今回の諮問に対し、全市的に一律でこうしていきたいという答申とすることは考えていない。地域ごとに地域性や子どもとの関わり方にも差がある。好事例などを参考にすることを通じて、全て解決できることではないと思うが、一助となればと考えている。

服部教育長 学校を支えるという部分で、学校教育課長はいかがか。  
学校教育課長 沼津市教育基本構想作成時に市民協働で生涯学習を推進するということを示した。その中に学校教育が入っている。市民協働で学校教育を推進していただければありがたいと思う。

重光委員 諮問を出すなら、目的やこういう方向で検討してもらいたいといったことを補足説明していただいたらよいかと思う。

三好委員 今出た意見を踏まえていただければと思う。

服部教育長 諮問にあたっては、今の意見や方向性を踏まえていただければと思う。ご意見も尽きたようなので、お諮りする。  
議第 23 号について、原案どおり沼津市社会教育委員会へ諮問を行うということを決することに異議はないか。

各委員 異議なし。  
服部教育長 異議なしと認める。  
議第 23 号 沼津市社会教育委員会への諮問については、原案どおり可決する。

<協 議>

服部教育長 日程（５）協議事項は、今月は案件なし。

<報 告>

服部教育長 それでは、日程（６）報告に入る。

1) 学校規模・学校配置の適正化

戸田地区、長井崎中学校区の進捗状況について

(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 服部教育長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。
- 三好委員 長井崎中学校の適正化の方向性示されている８つの方向性の中には静浦小中一貫学校との統合というものが含まれているが、西浦小から静浦小中一貫学校までバスでどのくらい時間がかかるのか。
- 教育企画課長 距離にして13kmあり、朝の通学・通勤時間帯の状況によって変わってくるかもしれないが、路線バスであれば20～25分くらいである。
- 三好委員 保護者向けにアンケートを実施しているとのことだが、結果が一番多い方向性を採用し、決定されるのか。
- 教育企画課長 目安とはなるが、アンケート結果や地区推進委員会での意見を踏まえ、最終的には市が決定することになる。
- 重光委員 学童保育利用者の保護者が6時に迎えに行けなくなるといった負担がある可能性もあるかもしれないので、そういったこととの兼ね合いも検討しなければいけないと思う。
- 教育企画課長 学童保育の利用者の勤務先との兼ね合いも観点としてどうあるべきか検討の必要はあると思う。複雑な要素が絡んでいく中で適正化の検討をしなければいけないため、難しさもある。
- 三好委員 どの方向性をとるかによって、適正化を図る時期があると思うが、方向性の検討についてはいつまでという結論を出す目安はあるのか。
- 教育企画課長 なるべく早く結論を出さなければならないと思うが、現時点では決まっていない。内浦小では来年度複式学級が2つとなり、数年後には全学級が複式学級となる見込みである。小規模校の良さもあると思うが、複式学級は教育環境として望ましい環境とはいえないため、このままの状況ではいけないと考えている。
- 重光委員 内浦・西浦地区の保護者が静浦小中一貫校ではどのような教育をやっているのか参考に見てもらうのもよいのではないか。
- 教育企画課長 地区の保護者や地区推進委員会から要望があれば対応したい。
- 服部教育長 本件は報告を受けたということでご了承願う。

2) 平成30年成人式及び新成人議会について

(生涯学習課長補佐 資料に基づき説明)

- 服部教育長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
ないようなので、本件は報告を受けたということでご了承願う。

<その他>

服部教育長            その他、何かあるか。  
事務局                平成 30 年教育委員会定例会開催予定を配布したので、確認いただきたい。  
服部教育長            その他、何かあるか。  
土屋委員              11 月 8 日に静岡縣市町教育委員会研修会に出席した。  
                            今年は沼津市で開催され、県教委からの説明等ありとても有意義な研修会であつた。  
                            また、来年度は関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の研修会が 5 月に藤枝市で行われるそうなので、委員の皆様も都合がつけばご出席いただきたい。  
服部教育長            その他特にないようなので以上をもって本日の定例会を終了する。

午後 3 時 30 分    閉会